

令和6年度診療報酬改定における主要な改定項目②

令和6年度診療報酬改定における主要な改定項目③

4. 同時報酬改定における対応

- ▶ コロナ禍の経験を踏まえた、地域における協力医療機関に関する体制整備の推進も含めた、医療機関と介護保険施設等との連携の強化。
- ▶ 障害者支援施設に入所する未就労要性障害患者に対する訪問診療料等の費用を医療保険会社が負担するよう見直し。
- ▶ 医療的ケア児（患者）に対する、入院前支援の評価。
- ▶ 在宅医療所における障害連携の評価の充実。

6. 医療機能に応じた入院医療の評価

- ▶ 特定疾患管理料の対象医療から生活習慣病を除外し、療養計画書への同意や診療方がドクターフォームで参考することを要件とした出来高算定による生活習慣病管理料（Ⅱ）が新設。
- ▶ 地域包括診療料・料算においてかかりつけ医ケア+アマ等との連携強化。
- ▶ 障害者支援施設に入所する未就労要性障害患者に対する訪問診療料等の費用を医療保険会社が負担するよう見直し。
- ▶ 医療的ケア児（患者）に対する、入院前支援の評価。
- ▶ 在宅医療所における障害連携の評価。

7. 質の高い訪問診療・訪問看護の確保

- ▶ 在宅医療におけるICTを用いた医療関係職種・介護関係職種等との連携の推進。
- ▶ 24時間在宅医療提供体制等での評価の推進。
- ▶ 在宅における心不全患者への治療管理に関する評価の充実。
- ▶ 急性期・看護が必要度及び平均在院日数の見直し。
- ▶ 健康万円改革による医療機能分担を促進。
- ▶ 小児ICUの見直し及び長期間ICUの見直し。
- ▶ DPC/PDPSによる、大・大学病院連携、施設提供体制の推進。
- ▶ 外来順次化学療法の充実。
- ▶ 療養病棟における医療区分の見直しとともに、中心静脈栄養の評価。
- ▶ 看護補助体制充美加算の見直しにより経験が豊富な看護補助者や介護福祉士を評価。

8. 重点的な分野における評価

- ▶ 働き方改革も踏まえた救急患者のいかゆる下り搬送の評価。
- ▶ NICEによる重症児への厚い看護配置（N2対1）等における評価の新設。
- ▶ 医療介護における栄養情報連携の推進に対する評価の新設。
- ▶ 医療および外来におけるバイオ後療品の使用促進における評価の見直し。
- ▶ 病室単位で届出可能な回復期リハビリーション病棟入院料の区分の新設。
- ▶ 医療技術評価分科会等の評価を踏まえて対応等。

9. 在宅医療の評価

- ▶ [地ケア・在診]／病・後方支援病院によることを見直しのこととして要件化
- ▶ [新]協力対象施設入所者入院加算（入院初日）
1. 在診が行われた場合 900点
2. 以外の場合 200点
- ▶ [新]介護保険施設等連携料
【新】医療的ケア児（患者）入院前支援加算 1,000点
□ 介護監査連携加算 1 192点
□ 介護監査連携加算 2 38点
- ▶ [新]生活習慣病管理料（Ⅱ）333点（月1回）
特定疾患方管理加算 56点
地/地域包括診療料 28点/21点
認知症地域包括診療料 1/2 38点/31点
【般】名处方加算 1/2 10点/8点
一般名处方加算 1/2 10点/8点
後発医薬品使用体形加算 1/2/3 32点/23点/17点
外来医薬品使用体形加算 1/2/3 35点/25点
外来医薬品連携提供料 4点
- ▶ 【新】在院基本料
40日前内 2,838点 / 41日前 2,690点

5

患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価

- 後期高齢者の救急搬送の増加等、入院患者の疾患や状態の変化を踏まえて、機能分化・強化を促進し、効率的な提供体制を整備するとともに、高齢者の中等症急性疾患のニーズ増大に対して地域包括医療病棟を新設した。
- 患者が可能な限り早く住み慣れた自宅・施設に復帰で行きよう各病棟が果たすべき役割に念頭に評価体系を見直した。
- また、2024年度より施行される医師の労働時間上限規制を念頭に、働き方改革を推進。

令和6年度診療報酬改定 II-4 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価

- 口オナフの経験を踏まえて、介護保険施設等と地域包括ケア病棟を持つ医療機関や在宅支援診療所の平時および緊急時ににおける対応の強化に繋がる評価の見直し等を実施。
- また、在宅医療分野においては、患者の望む医療・ケアの提供を推進する観点から、ICTを用いた情報連携に関する評価の見直し等を行うとともに、患者の状態に応じた在宅医療の提供を推進する観点から、評価の見直し等を実施。

令和6年度診療報酬改定 II-2 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組

ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組
- ・ 適切な意思決定支援による指針の作成に関する要件の対象拡大
- ・ 在宅医療等注射指導管理料の新設（心不全等の患者）
- ・ 在宅医療専門的特徴投与指導管理料の新設
- ・ 在宅医療連携等連携料の見直し
- ・ ICTを用いた情報連携等初期計算の要件緩和

地域包括医療病棟

- ・ 地域包括医療病棟入院料の新設
▪ 在宅復帰率8割
▪ 救急搬送患者割合1割5分
▪ ADL維持率95%以上
- ・ 救急患者の見直し
（いかゆる下り搬送の促進）

6

急性期

- ・ 入院基本料等の引き上げ
▪ 重症度・医療・看護必要な見直し
▪ 急1における原疾の原因の見直し
▪ 1.8日（16日）
▪ リハビリ口腔連携体制加算の新設
- ・ 急性期充実体制加算2を加算1及び加算2に再編
▪ 小心臓・血管外科領域の実績要件の追加
▪ 総合入院体制加算の実績要件の見直し及び加算の引き上げ

慢性期

- ・ SOFAスコアを用いた患者指標の導入
▪ 昼日直医師の面接をICUより評価
- ・ 昼日ICUの評価
▪ ICUS6における特定行為修復了看護師等の配置要件化（経過指標あり）

回復期

- ・ FIMの測定等の要件見直し
▪ 体能強化加算の廃止
▪ 運動器リハ算上昇数見直し

回復期リハ入院料の見直し

- ・ 地域医療本体料採算の見直し
▪ 医師事務作業補助体制加算の引き上げ

介護サービス

- ・ 老健・介護施設等（老健・介護施設、特養）

※在支診・病ではない医療機関においても同様

地域包括医療・加算の見直し

サービス担当者会議地域ケア会議あるいはいわゆるケアマネジメント設置の要件化

認知症研修の要件化（望ましい要件）

認知症の評価

7

診療所等

療養病棟

※在支診・病ではない医療機関においても同様

介護施設等の平時からの連携の推進等

協力医療機関になること

を望ましい要件に

を対象向上に加算等の再定義

従事要件緩和

平時からの連携を要件とした評価の新設

した評価の新設

8

令和6年度診療報酬改定の施行時期等

令和6年度診療報酬改定にかかる主なスケジュール

| 令和5年 12月 | 令和6年 1月 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------------------------------|----------------|----------------|----------------------------------|--------------|----------------------------|--------------|------|---|---|
| 予算編成 大臣折衝 (12月20日) | 1月12日 中医協踏問 | 2月14日 中医協答申 | 3月5日 関係告示等 3月下旬 電子点数表公布 | 4月1日 裏面改定 | 6月1日施行 (材料価格の 改定を含む) | 7月上旬 初回請求 | 定例報告 | | |

届出期間（5月2日～6月3日）

※各診療報酬項目の具体的な経過措置は告示・通知を必ずご確認ください。

従来の改定スケジュール

| 前年12月 | 当該年 1月 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------------------|---------------|---------------|----------------------------------|--------|--------------|------|---|---|---|
| 予算編成 大臣折衝 | 1月中旬 中医協踏問 | 2月上旬 中医協答申 | 3月上旬 関係告示等 3月下旬 電子点数表公布 | 4月1日施行 | 5月上旬 初回請求 | 定例報告 | | | |

届出期間（4月1日～4月14日前後）

主な経過措置

質の高い訪問看護の確保

| 訪問看護の提供体制 | 利用者のニーズへの対応 | 医療DXへの対応を含む関係機関との連携強化 |
|---|--|---|
| 訪問看護ステーションにおける持続可能な24時間対応体制確保の推進 ・看護業務の負担軽減のための取組を行った場合を見直し ※介護保険においても同様に対応 | 訪問看護費用明細書の電子化に伴う訪問看護指⽰書の記載事項及び様式見直し | 訪問看護費用明細書の記載事項及び様式見直し |
| 訪問看護医療DX導入等システムの新設 ・オンライン販路確認等の機能・活用した計画的な管理を評価。 | 訪問看護医療DX導入等システムの新設 ・オンライン販路確認等の機能・活用した計画的な管理を評価。 | |
| 訪問看護ステーションの機能に応じた訪問看護費用の見直し ・機能強化型1における専門門の研修を受けた看護師の要件化 ・適切な感染管理の下での対応を見直し ・オンライン請求及び領収証兼用納付書の発行の推進 | 緊急訪問看護加算の評価の見直し ・緊急訪問看護加算の要件及び評価の見直し | |
| 訪問看護ステーションにおける管理者の責務化 ※介護保険においても同様に対応 | 医療ニーズの高い利用者の退院支援の見直し ・長時間の訪問をする者に対する指導を行つた場合の加算の要件の見直し | ICTを活用した退院死亡診断の補助に対する評価の新設 ※介護保険においても同様に対応 |
| 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進 ※介護保険においても同様に対応 | 母子に対する過度な訪問看護料の要件の見直し ・ハイリスク妊産婦連携指導料の要件の見直し ・乳幼児加算の評価体系系の見直し | |
| 質上げに向けた評価の新設 | | |

24

訪問看護ステーションにおける持続可能な24時間対応体制確保の推進②

24時間対応体制加算の見直し②

(参考) 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組
訪問看護管理療養費の注2のイを算定する場合、次に掲げる24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組に関する内容のうち、又はイを含む2項目以上を満たしていること。

訪問看護管理療養費の注2のイを算定する場合、次に掲げる24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組のうち、又はイを含む2項目以上を満たしていること。
夜間対応した翌日の勤務間隔の確保
夜間対応後の翌日の休日勤務回数が2連続(2回)まで
夜間対応による勤務の工夫
電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

▶ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を満たす場合


▶ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を満たさない場合


7. 質の高い訪問診療・訪問看護の確保 令和6年度診療報酬改定

- (1) 在宅医療
- (2) 訪問看護

訪問看護ステーションにおける持続可能な24時間対応体制確保の推進①

24時間対応体制加算の見直し①

▶ 訪問看護ステーションにおける看護師等の働き方改革及び持続可能な24時間対応体制の確保を推進する観点から、24時間対応体制加算について、看護業務の負担軽減のための取組を行った場合を考慮した評価体系系に見直す。

現行

[24時間対応体制加算 (訪問看護管理療養費)]
【施設基準】
別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対する当該基準に規定する24時間の対応体制にあっては、24時間対応のニーズを受けようとする者の同意を得た場合に限る。)(指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。)
には、24時間対応体制加算として、次に掲げる区分に従い、月1回に限り、いすゞかねを所定額に加算する。ただし、当該月においては、当該利用者についての訪問看護ステーションが24時間対応体制加算を算定する場合は、算定しない。
(新) イ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組
(新) ロ イ以外の場合

(参考) 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組
訪問看護管理療養費の注2のイを算定する場合、次に掲げる24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組のうち、又はイを含む2項目以上を満たしていること。
夜間対応した翌日の勤務間隔の確保
夜間対応による勤務の工夫
夜間対応後の翌日の休日勤務回数が2連続(2回)まで
夜間対応による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

▶ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を満たさない場合


26

訪問看護ステーションにおける持続可能な24時間対応体制の推進③

訪問看護ステーションの機能に応じた訪問看護管理療養費の見直し①

訪問看護管理療養費の見直し（月の初日の訪問の場合）

- 機能強化型訪問看護管理療養費1の要件について、在宅看護等に係る専門の研修を受けた看護師を配置することとする。
- 訪問看護ステーションにおける適切な感染管理の下での利用者への対応を評価することとする。
- 訪問看護費用の評価を見直す。
- 訪問看護管理療養費明細書のオンライン請求が開始されることを踏まえ、訪問看護管理療養費明細書の発行を推進する観点から、訪問看護費用の評価を見直す。
- 訪問看護費用の評価を見直す。
- 訪問看護費用の評価を見直す。
- 訪問看護費用の評価を見直す。
- 訪問看護費用の評価を見直す。
- 訪問看護費用の評価を見直す。

改定後

| [訪問看護管理療養費] | | |
|------------------|---|---------|
| 1 月の初日の訪問の場合 | | |
| イ 機能強化型訪問看護管理療養費 | 1 | 13,230円 |
| ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 | 1 | 10,030円 |
| ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 | 2 | 8,700円 |
| 二 イからハまで以外の場合 | | 7,670円 |

現行

| [訪問看護管理療養費] | | |
|------------------|---|---------|
| 1 月の初日の訪問の場合 | | |
| イ 機能強化型訪問看護管理療養費 | 1 | 12,830円 |
| ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 | 1 | 9,800円 |
| ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 | 2 | 8,470円 |
| ニ イからハまで以外の場合 | | 7,440円 |

（参考）算定留意事項

第5 訪問看護管理療養費について
（新）改善等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対す
る指定訪問看護の提供を実施する旨の業務運営計画を算定し必要な措置を講じること。

訪問看護ステーションの機能に応じた訪問看護管理療養費の見直し②

訪問看護管理療養費の見直し（月の2日目以降の訪問の場合）

- 多様化する利用者や地域のニーズに対応するとともに、質の高い効果的なケアが実施されるよう、訪問看護管理療養費の要件及び評価を見直す。
- 訪問看護ステーションの機能強化を図る観点から、訪問看護費用の算定基準等を設定する。
- 改定後

| [訪問看護管理療養費] | | |
|-------------------------|---|--------|
| 2 月の2日目以降の訪問の場合（1日ににつき） | | |
| イ 新規 | 1 | 3,000円 |
| ロ 新規 | 2 | 2,500円 |

（参考）算定留意事項

第5 訪問看護管理療養費について
（新）改善等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対す
る指定訪問看護の提供を実施する旨の業務運営計画を算定し必要な措置を講じること。

- 第5条第1項の規定による看護師等が対応する場合のマニュアルの登録
- 訪問看護費用の算定基準等を設定する。
- 改定後

（参考）算定留意事項

（新）改定後

（新）改定後

（参考）算定留意事項

（新）改定後

（新）改定後

（参考）機能強化型訪問看護ステーションの要件等

（参考）機能強化型訪問看護ステーションの要件

| 機能強化型1 | | 機能強化型2 | | 機能強化型3 | |
|-------------------------------------|--|--|--|--|---|
| タニナルケアの実施や、重複児の受け入れ等を積極的に行う手順と体制を評価 | | | | | |
| 月の初日の額 | 13,230円 | 10,030円 | 8,700円 | | |
| 看護費用の数・割合 | 常勤7人以上（1人は常勤勤務員）、6割以上 | 5人以上（1人は常勤勤務員）、6割以上 | 別表7の利用者 | 別表7の利用者 | 別表7～8の利用者、精神科通院患者又は複数の訪問看護師が共同して訪問する場合 |
| 24時間対応 | | 24時間対応体制加算の届出 + 休日、祝日等も含めた計画的な訪問看護の実施 | | | 別表7～8の利用者、精神科通院患者又は複数の訪問看護師が共同して訪問する場合 |
| 重症度の高い利用者の受け入れ | 別表7の利用者　月10人以上 | 別表7の利用者　月1人以上 | 別表7～8の利用者　月1人以上 | 別表7～8の利用者　月1人以上 | 別表7～8の利用者　月1人以上 |
| タニナルケアの実施、重複児の受け入れ | ・タニナル　前年度15件以上 ・タニミナル　前年度15件以上 ・重複児　常勤4人以上 | ・タニナル　前年度15件以上 ・タニミナル　前年度15件以上 ・重複児　常勤4人以上 | 以下のいずれか ・タニミナル　前年度15件以上 ・タニミナル　前年度15件以上 ・重複児　常勤3人以上 | 以下のいずれか ・タニミナル　前年度15件以上 ・タニミナル　前年度10件以上 ・重複児　常勤3人以上 | 以下のいずれか ・タニミナル　前年度15件以上 ・タニミナル　前年度15件以上 ・重複児　常勤3人以上 |
| 介護・看護サービスの計画作成 | | | 以下のいずれか ・特定の介護・看護サービス計画を作成 ・専門的な知識を有する利用者のためのアドバイスを行う | 以下のいずれか ・特定の介護・看護サービス計画を作成 ・専門的な知識を有する利用者のためのアドバイスを行う | 以下のいずれか ・専門的な知識を有する利用者のためのアドバイスを行う ・専門的な知識を有する利用者のためのアドバイスを行う |
| 地域における人材育成等 | | | | | |

令和6年度診療報酬改定 II-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-⑫

（参考）機能強化型訪問看護ステーションの要件

| | | |
|------------------------|--|--|
| 専門の研修を受けた看護師が配置されていること | | |

虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進

訪問看護における身体的拘束等の適正化を推進する観点から、指定訪問看護の具体的取扱方針に、身体的拘束等の原則禁止や緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合における記録の義務を追加する。

[指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準]

第十五条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるとこころによるものとする。

第一・二 (略)

三 指定訪問看護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に、身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

五・七 (略)

六 訪問看護における虐待防止措置を推進する観点から、指定訪問看護事業者に対し、指定訪問看護ステーションごとの運営規定に、「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることを義務付ける。

現行 **改定後**

[指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準]

(運営規程)
第二十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。
一~六 (略)
七 その他運営に関する重要な事項
八 その他運営に関する重要な事項

令和8年5月31日までの間、虐待の防止のための措置に関する事項を定めることについては努力義務とする。

現行 **改定後**

[指定訪問看護DX情報活用加算]

訪問看護医療DX情報活用加算 **50円**

令和6年度診療報酬改定 II-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-⑯等

[指定訪問看護医療DX情報活用加算]

令和6年度診療報酬改定 II-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-⑯等

[施設基準]
(1) 訪問看護医療費及び公費負担医療に関する費用の請求についていること。
(2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格認証を用いたりして訪問看護を行つること。
(3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うこと。
(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトで掲載していること。

[経過措置]
令和6年3月31日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定位に該当するものとみなす。

[算定要件]
別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号C001の注8(区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する死亡診断加算及び区分番号C005の注10(区分番号C005-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する在宅マニナルケア加算を算定する患者(別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に限る。)に対して、医師の指示下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行つた場合は、遠隔死亡診断補助加算として、150点を所定点数に計算する。

[施設基準]
情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。

[参考] 死亡診断加算 (在宅患者訪問診療料)

[算定要件]
別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合において、「情報通信機器 (ICT) を利用した死因診断等ガイドライン」に基づき、ICTを利用した死因診断等を行ふ場合には、往診又は訪問看護等の際に平成29年9月厚生労働省「」に基づく。ICTを利用した死因診断等を行つない場合には、死亡診断加算の算定可能である。この場合、診療報酬細書の必要欄に、ICTを利用した看護師との連携による診断を行つたことを記載すること。
当該患者に就する場合、医師の指示下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を行つた旨を記載すること。

[算定要件]
別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合において、「情報通信機器 (ICT) を利用した死因診断等ガイドライン」に基づき、ICTを利用した死因診断等を行ふ場合には、往診又は訪問看護等の際に平成29年9月厚生労働省「」に基づく。ICTを利用した死因診断等を行つない場合には、死亡診断加算の算定可能である。この場合、診療報酬細書の必要欄に、ICTを利用した看護師との連携による診断を行つたことを記載すること。
当該患者に就する場合、医師の指示下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を行つた旨を記載すること。
特別診療料の施設基準等の第四の三の三に規定する死亡診断等を行つまでも12時間以上を要する他の緊急医療機関において区分番号「C001」に在宅患者訪問診療料(1) 200点
※同一被用料にて複数回請求・指導料、同一被用料にて複数回請求・指導料にについても同額

[算定要件]
別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合において、「情報通信機器 (ICT) を利用した死因診断等ガイドライン」に基づき、ICTを利用した死因診断等を行ふ場合には、往診又は訪問看護等の際に平成29年9月厚生労働省「」に基づく。ICTを利用した死因診断等を行つない場合には、死亡診断加算の算定可能である。この場合、診療報酬細書の必要欄に、ICTを利用した看護師との連携による診断を行つたことを記載すること。
当該患者に就する場合、医師の指示下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を行つた旨を記載すること。
特別診療料の施設基準等の第四の三の三に規定する死亡診断等を行つまでも12時間以上を要する他の緊急医療機関において区分番号「C001」に在宅患者訪問診療料(1) 200点
※同一被用料にて複数回請求・指導料、同一被用料にて複数回請求・指導料にについても同額

訪問看護指示書の記載事項及び様式見直し

訪問看護指示書の見直し

令和6年6月から訪問看護セレブトのオンライン請求が開始されることを踏まえ、より質の高い医療の実現に向けてレセプト情報の利活用を推進する観点から、訪問看護指示書及び精神科訪問看護指示書の記載事項及び様式を見直す。

改定後

[訪問看護指示料]

[算定要件]

患者の主治医は、指定訪問看護の必要性を認めた場合には、診療に基づき強やかに訪問看護指示書及び特別訪問看護指示書(以下この項において「訪問看護指示書等」という。)を作成すること。当該訪問看護指示書等には、緊急時の連絡先として、診療を行った保健医療機関の電話番号等を必ず記載した上で、訪問看護ステーション等に交付すること。また、**名コードを記載すること。**当該訪問看護指示書等には、原則としてたる**看護名の情報**を含めること。

なお、訪問看護指示書等は、特に患者の求めに応じて、患者又はその家族等を介して訪問看護ステーション等に交付できるものであること。

[訪問看護指示料]

[算定要件]

患者の主治医は、指定訪問看護の必要性を認めた場合には、診療に基づき強やかに訪問看護指示書及び特別訪問看護指示書(以下この項において「訪問看護指示書等」という。)を作成すること。当該訪問看護指示書等には、緊急時の連絡先として、診療を行った保健医療機関の電話番号等を必ず記載した上で、訪問看護ステーション等に交付すること。

なお、訪問看護指示書等は、特に患者の求めに応じて、患者又はその家族等を介して訪問看護ステーション等に交付できるものであること。

37

ICTを活用した遠隔死亡診断の補助に対する評価の新設

遠隔死亡診断補助加算の新設

医師が行う死亡診断等について、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた医療機関の看護部が補助した場合の評価として、在宅マニナルケア加算に遠隔死亡診断補助加算を新設する。

(新) 遠隔死亡診断補助加算 **150点**

[算定要件]別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号C001の注8(区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する死亡診断加算及び区分番号C005の注10(区分番号C005-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する在宅マニナルケア加算を算定する患者(別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に限る。)に対して、医師の指示下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を行つた看護師が、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行つた場合は、遠隔死亡診断補助加算として、150点を所定点数に計算する。

[施設基準]情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。

[参考] 死亡診断加算 (在宅患者訪問診療料)

介護保険の訪問看護において遠隔死亡診断補助加算が新設されることに伴い、死亡診断加算の要件を見直す。

C001 在宅患者訪問診療料 (1) 200点
注8 死亡診断加算 200点

以下の要件を満たしている場合において、「情報通信機器 (ICT) を利用した死因診断等ガイドライン」に基づき、ICTを利用した死因診断等を行ふ場合には、往診又は訪問看護等の際に平成29年9月厚生労働省「」に基づく。ICTを利用した死因診断等を行つない場合には、死亡診断加算の算定可能である。この場合、診療報酬細書の必要欄に、ICTを利用した看護師との連携による診断を行つたことを記載すること。
当該患者に就する場合、医師の指示下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を行つた旨を記載すること。

ウ 特別診療料の施設基準等の第四の三の三に規定する死亡診断等を行つまでも12時間以上を要する他の緊急医療機関において区分番号「C001」に在宅患者訪問診療料(1) 200点
※同一被用料にて複数回請求・指導料、同一被用料にて複数回請求・指導料にについても同額

[算定要件]別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合において、「情報通信機器 (ICT) を利用した死因診断等ガイドライン」に基づき、ICTを利用した死因診断等を行ふ場合には、往診又は訪問看護等の際に平成29年9月厚生労働省「」に基づく。ICTを利用した死因診断等を行つない場合には、死亡診断加算の算定可能である。この場合、診療報酬細書の必要欄に、ICTを利用した看護師との連携による診断を行つたことを記載すること。
当該患者に就する場合、医師の指示下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を行つた旨を記載すること。

ウ 特別診療料の施設基準等の第四の三の三に規定する死亡診断等を行つまでも12時間以上を要する他の緊急医療機関において区分番号「C001」に在宅患者訪問診療料(1) 200点
※同一被用料にて複数回請求・指導料、同一被用料にて複数回請求・指導料にについても同額

[算定要件]別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合において、「情報通信機器 (ICT) を利用した死因診断等ガイドライン」に基づき、ICTを利用した死因診断等を行ふ場合には、往診又は訪問看護等の際に平成29年9月厚生労働省「」に基づく。ICTを利用した死因診断等を行つない場合には、死亡診断加算の算定可能である。この場合、診療報酬細書の必要欄に、ICTを利用した看護師との連携による診断を行つたことを記載すること。
当該患者に就する場合、医師の指示下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を行つた旨を記載すること。

ウ 特別診療料の施設基準等の第四の三の三に規定する死亡診断等を行つまでも12時間以上を要する他の緊急医療機関において区分番号「C001」に在宅患者訪問診療料(1) 200点
※同一被用料にて複数回請求・指導料、同一被用料にて複数回請求・指導料にについても同額

39

医療保険と介護保険の訪問看護対象者のイメージ

診療報酬における書面要件及び書面掲示のデジタル化について

| | |
|--|--|
| 【医療保険】 【介護保険】 | |
| 要支援者・要介護者 | |
| 小児等40歳未満の者、 要介護者・要支援者 以外 | |
| (原則週3日以内) | |
| 週4日以上 の訪問看護 が可能 | |
| 特別訪問看護指示書注) の交付を受けた者 (一部、2回交付可※2) | |
| 厚生労働大臣が定める者 (特掲診療料・別表第7※1) | |
| 厚生労働大臣が 定める者 (別表第8※3) | |
| 記載症状以外の精神疾患 | |

診療報酬における書面要件の見直し

- ▶ 医療DXを推進する観点から、診療報酬上、書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の遵守を前提に、電磁的方法による作成又は情報提供等が可能であることについて明確化する。
- ▶ 具体的には、
 - ・文書による提供等をすることとされている個々の患者の診療に関する情報を、電磁的方法に
 - ・よつて、患者、他の医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者等に提供等する場合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、当該ガイドラインに定められた電子署名を施すこととする。
 - ・診療情報提供書については、電子カルテ情報を用いて提供する場合には、一定のセキュリティが確保されていることから電子署名を行わなくても共有可能とする。

書面掲示事項のウェブサイトへの掲載

- ▶ デジタル原則に基づき書面掲示についてインターネットでの閲覧を可能な状態にすることを原則義務づけするよう求められることを踏まえ、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者における書面掲示について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。
- ※ 自ら管理するウェブサイトを有しない保険医療機関等は対象外。
- ※ 令和7年5月31日までの間の过渡措置を設ける。

40

明細書無料発行の推進

令和6年度診療報酬改定 III-2 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の障壁 ①

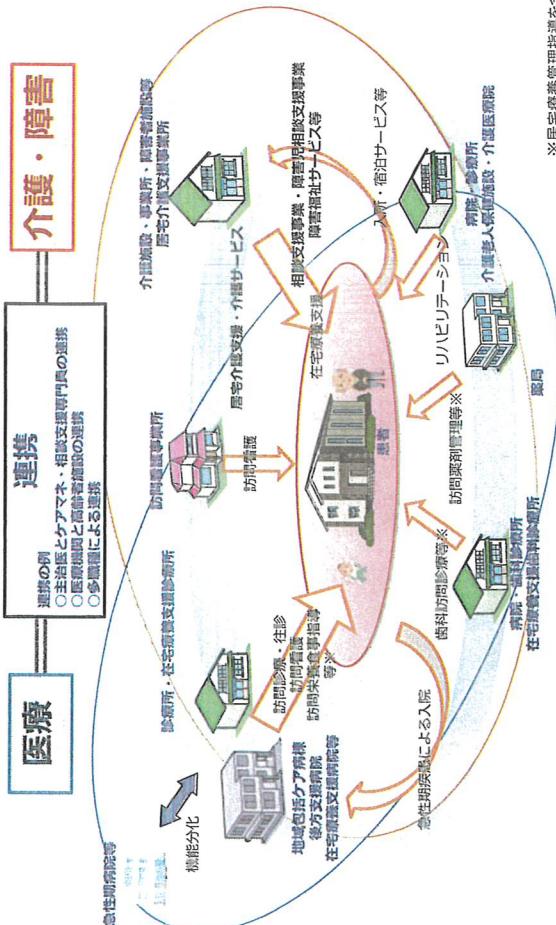
医療機関・訪問看護ステーションにおける明細書発行の推進

- ▶ 現行、明細書の無料発行については、電子レセプト請求（オンライン請求・光ディスク等による請求）が義務付けられている病院、診療所及び薬局については、原則として明細書を発行しなければならないこととされていますが、診療所であって、明細書交付が困難であることについて正当な理由※がある場合、当分の間、患者から求められたときに交付することで足りりとされる免除規定があり、また、訪問看護ステーションにおいては、明細書の発行は努力義務とされています。
- ▶ 現行の取扱いについて、患者から見て分かりやすい医療を実現する観点及び医療DXを推進する観点から以下のとおり見直す。
 - ① 診療所（医科・歯科）における明細書無料発行の免除規定について、診療報酬改定DXにおいて明細書の發行が可能になつた時期を自述として廃止する。
 - ② 訪問看護ステーションにおける明細書の発行について、明細書の發行について簡略化する。
 - イニシャル請求が開始されることを踏まえ、令和6年6月（7月請求分）からオンライン請求が義務付けられていますが、既に交付が義務付けられている領収証においては個別の項目毎の金額等の記載が求められることで悩み、現在の領収証を領収兼明細書として位置づける。また、領収証兼明細書に変更するシステム改修に必要な期間を考慮し、令和7年5月31日までの経過措置期間を置く。

【※正当な理由】
 ①一部負担金等の支払いがない患者に対する明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用している場合
 ②自動入金機の改修が必要な場合

地域包括ケアシステムにおける在宅医療（イメージ）

- 在宅医療は、高齢になつても、病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステムの不可欠な構成要素である。



3 星宇健康管理指南

令和6年度診療報酬改定 II-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

在宅医療におけるICTを用いた連携の推進

- また、在宅で療養を行っている患者等に対し、ICTを用いた連携体制の構築を通じて、質の高い在宅医療の提供を推進する。

2

7. 質の高い訪問診療・訪問看護の確保



古問診療：往診筆

訪問診療・往診問診等に関する見直し

患者の状態に応じた適切な訪問診療・往診等の推進 > 患者の状態に応じた適切な訪問診療・往診等を推進する観点から、訪問診療・往診等に関する評価

卷之三

- 【見直しの概要（主なもの）】**

在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料の見直し
 在宅時医学総合管理料における単一薬物診療報酬の額が10人以上の患者につい
 て、**施設診療の算定回数が多い医療機関について、算定の件数等に係る一定の基準を設けた場合の見直し**

往診料の見直し
 往診料において訪問診療を行っている医療機関が患者に対する医療の性質に係る評価の見直し

往診料における訪問診療料の見直し
 往診料における患者1人当たりの訪問診療の回数が一定以上の場合における、5回目以降の在宅患者訪問診療料の評価の見直し

介護保険施設等の見直し
 介護保険施設等における単一薬物診療報酬の額が10人以上の患者につい
 て、**施設診療の算定回数が多い医療機関について、算定の件数等に係る一定の基準を設けた場合の見直し**

※3 定期的なカンファレンスを含む

※1 呼吸器疾患の在宅患者対象投薬・相互作用防止管理の見直し

※2 在宅患者訪問診療料における一定の基準を設けた場合の追加料

※3 在宅患者訪問診療料における一定の基準を設けた場合の追加料

令和6年度診療報酬改定 II-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

【概要（主なもの）】

- ④ 在宅医療情報連携支援課のGCTを用いて記録した患者に係る診療情報等を活用した上で、医師が計画的な医学管理を行った場合の評価

他、医師が監視する際の評価指標

⑤ 在宅がん・患者緊急時医療情報連携指導料の新設

在宅で療養を行っている末期の腫瘍性疾患の患者の症状の変遷時に、ICTの活用によって、医療従事者同士で共有されている人生の最終段階における医療情報を支えながら、在宅医療が実現を行った場合の評価

在支診・在支宿連携体制を構築する在支診・在支宿以外の医療機関が訪問診療を行っている場面に、在支診・在支宿が仕事を行った場合の評価

⑥ 在宅医療情報連携指導料の新設

在支診・在支宿連携体制を構築する在支診・在支宿と連携体制を構築する他の医療機関と平時からの連携体制を構築している場合の評価

⑦ 在宅共同指導料の見直し

対象となる範囲を拡大するとともに、他の医療機関と平時からの連携体制を構築している場合の評価

⑧ 在宅モニターナリケア加算等の見直し

在院時共同指導料を実施した上で訪問診療又は往診を実施している場合においても、算定可能とするとともに、在院時モニターナリケア加算について、退院時共同指導料を実施した上で往診者を看取った場合には往診料においても算定可能とする

⑨ 患者の状態に応じた適切な訪問診療・往診等の推進

患者の状態に応じた適切な訪問診療・往診等を推進する観点から、訪問診療・往診等に関する評価

⑩ 患者の状態に応じた適切な訪問診療・往診等を推進する観点から、訪問診療・往診等に関する評価

⑪ 【見直しの概要（主なもの）】

在宅医療総合管理料・施設入居料等医事総合管理料の見直し

在宅時医学総合管理料等における第一種物医療報酬の数が10人以上の患者について、年取りの件数等に係る一定の基準を削減さない場合の評価の見直し

⑫ 旗艦診療の見直し

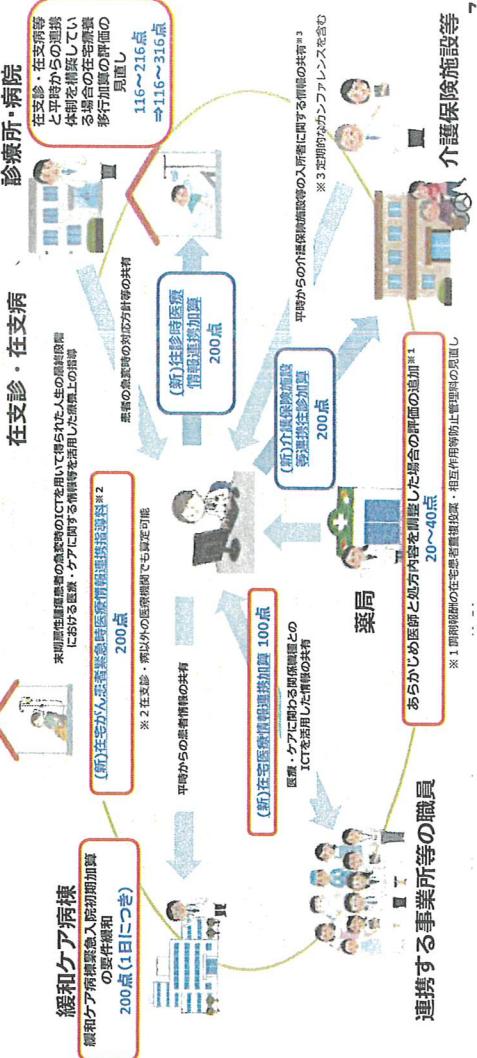
在支診を行つける医療機関において訪問診療を行つて居る患者等以外の患者に対する医療の往診に係る評価の見直し

⑬ 往診料の見直し

往診料を行つける医療機関において訪問診療を行つて居る患者1人当たりの訪問診療の回数が一定以上の場合における、5回以降の在宅患者訪問診療料の評価の見直し

⑭ 在支診・在支宿ににおける患者1人当たりの訪問診療の回数が一定以上の場合における、5回以降の在宅患者訪問診療料の評価の見直し

在支診・在支病以外の



介護保険施設等

医療と介護の連携の推進

- 医療・介護サービス連携を推進するために、主に以下の見直しをおこなう。
- 1. 医療機関と介護保険施設等の連携の推進 (II-2-(3))**
 - ▷ 医療機関と介護保険施設等の連携を推進する観点から、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所及び地域包括ケア病院において、**介護保険施設等の床数に応じて協力医療機関と接続する**こととする。
 - 1-1. 介護保険施設等の入所者の病状の変遷時の適切な入院入所への推進 (II-2-(2))**
 - ▷ 介護保険施設等の入所者の病状変遷時における適切な対応及び施設内における生活の維持支援を推進する観点から、当該施設の**協力医療機関とつなっている医療機関から施設に入所を受け入れた場合について、新たな評価を行う**。
 - 1-2. 介護保険施設等入所者の病状の急変時の適切な往診の推進 (II-8-(1))**
 - ▷ 介護保険施設等に入所している病状の急変時に、介護保険施設等の協力医療機関であって、**平時からの連携体制を構築している医療機関の医師が往診を行った場合について、新たに評価を行う**。
 - 2. 地域包括診療料等の見直し (II-7-(1))**
 - ▷ かかりつけ医機能の評価である地域包括診療料等について、かかりつけ医と介護支援専門員との連携の強化する観点から、**算定期間に介護支援専門員および相談支援員との相談に応じての旨を区内掲示すること等を追加する**。
 - 3. 介護保険施設等及び障害者支援施設における医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し (II-2-(4))**
 - ▷ 医療と介護の両方を必要とする状態の患者が可能な限り施設での生活を継続するためには、**介護保険施設等において医療保険による算定を可能とする**。
 - 4. 入退院支屨加算 1・2 の見直し (II-2-(8))**
 - ▷ 入退院支援ににおける医療機関との連携強化などの観点から、退院時ににおける医療機関から介護支援専門員へ情報提供する様式の見直し、**介護支援専門員が有する医療病棟を有する医療機関等との連携を、地域包括ケア病棟を有する医療機関等との連携を一定程度求める**こととする。
 - 5. リハビリーションに係る医療・介護情報連携の推進 (II-2-(5))**
 - ▷ 医療機関と介護保険の訪問・通所リハビリーション事業所等に係る連携を更に推進する観点から、**介護保険の通所リハビリテーション等に係る医療・介護連携連携の推進** (II-3-(7))
 - 6. 医療と介護における栄養情報連携の推進 (II-3-(7))**
 - ▷ 医療と介護における栄養情報連携を推進する観点から、栄養情報提供算定の名称と要件、評価を見直し、入院栄養食指導を行った場合に加えて、**介護保険施設等に退院する患者について、退院先施設の管理栄養士と連携した場合も算定を可能とする**。

62

61

4. 同時報酬改定における対応

(1) 介護報酬改定との連携

(2) 障害福祉サービス等改定との連携

- （1）障害福祉サービス等改定との連携
- （2）介護報酬改定との連携
- （3）介護保険施設等との連携
- （4）協力医療機関と介護保険施設等との連携
- （5）医療機関と介護施設等の連携
- （6）介護保険施設等の算定区分の見直し
- （7）介護保険施設等の算定区分の見直し
- （8）介護保険施設等の算定区分の見直し

医療と介護の連携の推進（イメージ）

在宅医療報酬等と連携する医療機関

（1）平時からの連携
（2）対応所による医療の算定区分等

（3）協力医療機関との連携

（4）相談対応、医療提供

（5）早期退院の見入れの努力義務化

介護保険施設等との連携

（1）協力医療機関と介護施設との連携を推進する観点から、**協力医療機関の算定区分の見直し**を行った。
（2）感染症対策向上加算等の導入

協力医療機関と介護施設との連携を推進する観点から、協力医療機関の算定区分の見直し**を行った。**

（3）早期退院の見入れの努力義務化

（4）相談対応、医療提供

（5）早期退院の見入れの努力義務化

（6）相談対応、医療提供

（7）早期退院の見入れの努力義務化

（8）相談対応、医療提供

63

医療と障害福祉サービスの連携の推進

- 医療と障害福祉サービスの連携及び高齢化する障害者施設における適切な医療提供に向けた取組等を推進するためには、主に以下の見直しをおこなう。
- 1. 障害者支援施設における医療保険で給付できる医療サークルサービスの範囲の見直し（II-2-④）
 - > 医療と介護の両方を必要とする状態の患者が可能な限り施設での生活を継続するために、障害者支援施設に入所している未病の「**悪性腫瘍の患者に対して行った訪問診療の費用を医療保険において算定可能とする。**
- 2. 医療的ケア児（者）が入院する際の在宅からの連続的な視点から、事前に自宅等を訪問し、患者の状態や人呼呼吸器の認定等のケア状態の評価を行った場合について、**新たに評価を行う。**
- 3. 入退院支賃加算1・2の見直し（II-2-⑥）
 - > 入退院支援加算の対象となる「退院困難な要因を有している患者」に、特別なコミュニケーション支援を要する者及び強度行動障害の状態の者を追加する。
 - > 特別なコミュニケーション支援を要する者及び強度行動障害の状態の者に対し、入院前に医療機関と本人・家族等や障害福祉サービス事業者などで事前調整を行うことの評価を新設する。
- 4. リハビリテーションに係る医療・介護・障害福祉サービス選択の推進（II-2-⑯）
 - > 入院支援所における医療・介護・障害福祉サービスである自立訓練（機能訓練）の円滑な移行を推進する観点から、医療保険の医療保険のリハビリテーションと障害福祉サービスの選択を同時に実施する場合について、**差別化ハーリティション料の施設算定を緩和する。**
- 5. 有床診療所における医療・介護・障害福祉サービスににおける連携を推進するために、介護連携加算を介護連携算と名前を改めるとともに、肢体不自由児（者）を算定可能な対象として追加する。また、施設基準である介護サービスの提供実績を追加する。
- 6. 就労支援に係る医療機関と障害福祉サービスの連携の推進（II-2-⑦）
 - > 精神障害の特性を踏まえ医療機関と障害福祉サービスとの連携を推進する観点から、**診療情報提供料（I）の注4に規定する情報提供先に、就労選択支援事業所を追加する。**

73

医療的ケア児（者）に対する入院前支援の評価の新設

令和6年度診療報酬改定 III-4-2 小児医療、周産期医療の充実-⑦

- ▶ 医療的ケア児（者）が入院する際の在宅からの連続的なケアを確保する観点から、事前に自宅等を訪問し、患者の状態や人工呼吸器の設定等のケア状態の把握を行った場合について、新たな評価を行ふ。

(新) 医療的ケア児（者）入院前支援加算 1,000点

[対象患者]

[算定要件] 医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児（者）

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が、入院前に別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）及び第3節の特定入院料のうち、医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定できるものと算定している患者）に限り、該該の入院期間が通算30日以上のものを除く。）の患者等を訪問し、患者の状態、療養生活環境及び必要な処置等を確認した上で療養支援計画を策定し、入院前又は入院した日に当該計画書を患者又はその家族等に説明し、文書により提供した場合に、**保険医療機関ごとに患者1人に限り、入院初日に限り、入院前支援加算を算定する**。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、**医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定すべき入院前支援を情報を機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、500点を所定点数に加算する。**
- 3 区分番号 A 2 4 6 の注7に掲げる入院前支援加算(は別に算定できない)。

- ▶ **直近1年間の医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児（者）の入院患者数が10件以上であること。**
- （2）令和7年5月31日までの間に限り、（1）の基準を満たしているものとする。

[施設基準]

- （1）直近1年間の医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児（者）の入院患者数が10件以上であること。
- （2）令和7年5月31日までの間に限り、（1）の基準を満たしているものとする。

72

4. 同時報酬改定における対応

令和6年度診療報酬改定

(1) 介護報酬改定との連携

(2) 障害福祉サービス等改定との連携

72

障害者支援施設における医療保険給付の医療サービスの範囲の見直し

令和6年度診療報酬改定 II-2 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組-④

- ▶ 医療とケアの両方を必要とする状態の患者が可能な限り施設での生活を継続するために、**障害者支援施設における医療保険給付できる医療サービスの範囲を見直す。**

- 「新たに医療保険で算定可能となる医療サービス」
 - ・ 障害者支援施設に入所している米期の悪性腫瘍の患者に対する「C001 在宅患者訪問診療料（I）」、「C001-2 在宅患者訪問診療料（II）」、「C001-2 施設入居時医学総合管理料」、「C003 在宅がん医療総合診療料」。

改定後

現行

- [障害者支援施設における訪問診療等にかかる費用]
 - 障害福祉サービス等報酬で評価※

- ※ 生活介護を行う施設に限り、当該患者が未期の悪性腫瘍の場合は、「C001 在宅患者訪問診療料（I）」、「C001-2 在宅患者訪問診療料（II）」、「C001-2 施設入居時医学総合管理料」、「C003 在宅がん医療総合診療料」を算定することができます。



74

入退院支援加算1・2の見直しについて(2)

入退院支援加算の対象の見直し

- ▶ 入退院支援加算の対象となる「退院困難な要因を有している患者」に、特別なコミュニケーション支援を要する者及び強度行動障害の状態の者を追加する。

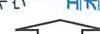
現行

改定後

[入退院支援加算1及び2]

[算定要件]

退院困難な要因
退院困難な要因
ア 慢性肺病、認知症又は認知性肺疾患等の急性呼吸器感染症のいざれか
であること
イ 緊急入院であること
ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること
又は要支援状態であるとの疑いがあるが要支援認定が未申請であること
と



工 手

エ エ

オ オ

カ カ

キ キ

ク ク

シ シ

コ ソ

サ シ

ス サ

セ セ

タ タ

シ シ

ス ジ

セ ジ

タ ジ

家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること
工 生活困窮者であること
エ 生活困窮者であること
オ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること
カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること
キ 排泄に介助を要すること
ク 同居者の有無に問わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にないこと
シ 退院後に医療処置（胃管等の経管栄養法を含む。）が必要なこと
ス 入院治療を行っても長期的な低栄養状態となることが見込まれるこ
ト
セ 家族に対する介助や介護等を日常的に受けている児童等であること
タ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること
シ その他患者の状況から判断してアからソまでに準ずると認められる場合

76

入退院支援加算1・2の見直しについて(3)

入院前の医療機関と本人・家族等や障害福祉サービス事業者等との事前調整の評価

- ▶ 特別なコミュニケーション支援を要する者及び強度行動障害の状態の者に対し、入院前に医療機関と本人・家族等や障害福祉サービス事業所等ことで事前調整を行うことの評価を行うことの評価を行うことの評価を行うことの評価

(新)

入院事前調整加算

200点

[算定要件]
(1) 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、入院前に患者及びその家族等並びに当該患者の在宅での生活を支援する障害福祉サービス事業者等との事前調整に必要な調整を行った場合には、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する者又は強度行動障害の状態の者であつて入院の決まりましたものについて、当該患者の特性を踏まえた入院中の治療や入院生活に係る支援が行えるよう、当該患者、その家族等及び当該患者の在宅における生活を支援する障害福祉サービス事業者等から事前に情報提供を受け、その内容を踏まえ、入院中の看護等に係る療養支援の計画を立て、患者及び入院予定先の病棟職員と共有した場合に算定する。

[施設基準]

入院事前調整加算に規定する厚生労働大臣が定める患者
(1) コミュニケーションに特別な支援を要する者又は強度行動障害を有する者であること。
(2) 入院支援加算を算定する患者であること。

地域包括医療病棟① 病棟のイメージ

背景

高齢者の人口増加に伴い、高齢者の救急搬送者数が増加し、中でも軽症・中等症が増加している。急性期病棟に入院した高齢者の一部は、急性期の治療を受けている間に離床が進まず、ADLが低下し、急性期から回復期に転帰することになり、在宅復帰が遅くなるケースがあることが報告されている。
高齢者の入院患者においては、医療資源投入量の少ない傾向にある誤嚥性肺炎や尿路感染といった疾患が多い。
(高度急性期を担う病院とは医療資源投入量がミスマッチとなる可能性)
認知症患者に対する早期リハビリテーションを実施することは、死亡率の低下とADLの改善につながること
が示されている
入院時、高齢患者の一定割合が低栄養リスク状態又は低栄養である。また、高齢入院患者の栄養状態不良と生命予後不良は関連がみられる。

6. 医療機能に応じた入院医療の評価

(1) 地域包括医療病棟の新設

- (2) 急性期・高度急性期入院医療
- (3) 回復期入院医療
- (4) 慢性期入院医療
- (5) DPC/PDPS・短期滞在手術等
- (6) 動き方改革・横断的項目

地域包括医療病棟における医療サービスのイメージ



10対1の看護配置に加えて、療法士、看護師、理学療法士による高齢者医療に必要な多職種配置

包括的に提供

地域包括医療病棟の新設による今後の医療提供体制のイメージ

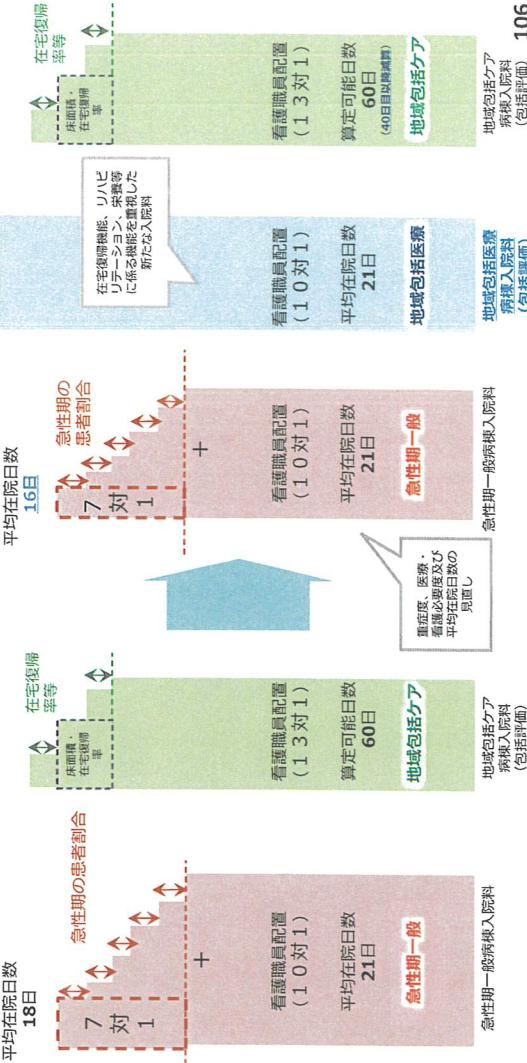
現行

急性期医療

回復期医療

令和6年度診療報酬改定後

回復期医療



101

令和6年度診療報酬改定 II-2 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組ー① 等

地域包括医療病棟② 施設基準等

地域包括医療病棟入院料の算定要件及び施設基準

地域において、救急患者等を受け入れる体制を整え、リハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に担う病棟の評価を新設する。

新 地域包括医療病棟入院料（1日につき） 3,050点



103

急性期病棟、地域包括医療病棟及び地域包括ケア病棟の機能の比較（イメージ）

| | 急性期一般病棟入院料 1 | 地域包括医療病棟 | 地域包括ケア病棟入院料 1 |
|-----------------|---|--|---|
| 病棟の趣旨 | 急性期医療を行う | 高齢者急症期を主な対象患者として、治す医療とともに同時に支える医療（リハビリ等）を提供することでの、より早期の在宅復帰を可能とする。 | ① 急性期治療を経過した患者の受け入れ。 ② 在宅で療養を行っている患者等の受け入れ ③ 在宅復帰支援 |
| 看護配置 | 7対1以上 | 10対1以上 | 13対1以上 |
| 重症度、医療・看護必要度の基準 | 「A 3点以上又はC 1点以上」に該当する患者割合が20%以上。 「A 2点以上又はC 1点以上」に該当する患者割合が27%以上 | 「A 2点以下かつB 3点以上」、「A 3点以上」、「C 1点以上」のいずれかに該当する患者割合が16%以上（必要度 I） 「A 2点以上」に該当する患者割合が50%以上（必要度 II） 入棟初日にB 3点以上の患者割合が50%以上 | 「A 1点以上又はC 1点以上」に該当する患者割合が10%以上（必要度 I） 又は8%以上（必要度 II） |
| 在院日数 | 平均在院日数 16日以内 | 平均在院日数 21日以内 | 60日まで算定可能 |
| 救急医療体制 | - (救急医療管理加算等で評価) | 24時間急救搬送を受け入れられる体制を構築していること 画像検査、血液学的検査等の24時間体制 救急医療管理加算等による評価 | 二次救急医療機関又は救急告示病院 ※ 200床未満の病院の場合は救急医療の体制 ※ 一般病院の場合 |
| 救急実績 | (地域医療体制確保加算等で実績に応じた評価) | 緊急入院割合：緊急入院直接入棟1割5分以上 | 自宅等からの緊急患者の受け入れ 3月で9人以上 |
| リハビリ | - | PT、OT又はST 2名以上の配置、ADLに係る実績要件 | PT、OT又はST 1名以上の配置 |
| 在宅復帰率 | 80%以上 (分子に地ヶア、回りハ病棟等への退院を含む) | 80%以上 (分子に回りハ病棟等への退院を含む) | 72.5%以上 (分子に回りハ病棟等への退院を含まない) |

地域包括ケア病棟の施設基準の見直し

▶ 地域包括ケア病棟を有する医療機関が提供する在宅医療等の実績の評価の見直し
看護に係る実績の基準を見直す。

改定後



[地域包括ケア病棟入院料]
[施設基準]

【地域包括ケア病棟入院料】
地域包括ケア病棟入院料 1
(略)

① 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料 (1) 及び精神科訪問看護・指導料 (III) を前三月間ににおいて六十回以上算定している保険医療機関であること。

③ 訪問看護料に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法に規定する訪問看護基本料額及び精神科訪問看護基本料額を前三月間ににおいて三百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関に併設されていること。

④ 介護保険法第八条第二項に規定する訪問リハビリテーション、同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問看護又は同法第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。

⑤ 介護保険法第八条第三項に規定する訪問看護・同法第五項に規定する訪問看護、同法第五項に規定する訪問リハビリテーション又は第十八条の二第二項に規定する介護予防訪問看護又は同法第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。
(略)

※ 地域包括ケア入院医療管理料 1、地域包括ケア病棟入院料 2、地域包括ケア病棟入院料 3、地域包括ケア入院医療管理料 4、特定入院料等を含む院料の2/7についても同様。

138

現行

[地域包括ケア病棟入院料]
地域包括ケア病棟入院料 1
(略)

② 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料 (1) 及び精神科訪問看護・指導料 (III) を前三月間ににおいて六十回以上算定している保険医療機関であること。

③ 訪問看護料に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法に規定する訪問看護基本料額及び精神科訪問看護基本料額を前三月間ににおいて三百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関に併設されていること。

④ 介護保険法第八条第二項に規定する訪問リハビリテーション、同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問看護又は同法第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。

⑤ 介護保険法第八条第三項に規定する訪問看護・同法第五項に規定する訪問看護、同法第五项に規定する訪問リハビリテーション又は第十八条の二第二項に規定する介護予防訪問看護又は同法第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。
(略)

※ 地域包括ケア入院医療管理料 1、地域包括ケア病棟入院料 2、地域包括ケア病棟入院料 3、地域包括ケア入院医療管理料 4、特定入院料等を含む院料の2/7についても同様。

138

6. 医療機能に応じた入院医療の評価

(1) 地域包括医療病棟の新設

(2) 急性期・高度急性期入院医療

(3) 回復期入院医療

(4) 慢性期入院医療

(5) DPC/PDPS・短期滞在手術等

(6) 動き方改革・横断的事項

130

令和6年度診療報酬改定 II-2 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組ー①

地域包括ケア病棟の施設基準の見直し

| | 入院料 1 | 管理料 1 | 入院料 2 | 管理料 2 | 入院料 3 | 管理料 3 | 入院料 4 | 管理料 4 |
|--|-------|-------|---------|---|-------|-------------------------------------|--|-------|
| 看護職員 | | | | | | | | |
| リハビリーション実施 | | | | 1.3対1以上(7割以上が看護師) | | | | |
| 緊急の実施 | | | | 病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置 | | | | |
| 届出単位 | | | | リハビリーションを提供する患者については1人平日2単位以上提供していること | | | | |
| 許可病床改20床未満 | | | ○ | 一般病床において届け出る場合には、第二次救急医療機関又は救急外来を設置していること又は24時間の救急医療提供を行っていることであることを踏まえます。) | | | | |
| 室面積 | | | | 病棟 | 病室 | 清室 | 病棟 | 病室 |
| 重症度、医療・看護必要度Ⅰ | | | | | | | | |
| 重症患者割合 | | | | 10%以上 | 又は | 重症度、医療・看護必要度Ⅱ | 8%以上 | |
| 自院の一般病棟から転換した患者割合※1 | | | | 6割5分未満 (付加料の場合は20床未満又は 3床以上の場合は30床未満) 3月で8人以上 | - | | 6割5分未満 (付加料の場合は20床未満又は 3床以上の場合は30床未満) 3月で9人以上 | - |
| 自家専用から入換した患者割合※1 | | | | いずれか1つ以上 (満たさない場合は0/100に減算) (在宅医療等の実績)については6つ のうち1つ以上を満たせばよい) | | 2割以上 (管理料の場合、3月で8人以上) 3月で9人以上 | いずれか1つ以上 (満たさない場合は0/100に減算) (在宅医療等の実績)については6つ のうち1つ以上を満たせばよい) | |
| 緊急患者の受入 | | | | 3月で9人以上 | | 3月で9人以上 | | |
| 在宅医療等の実績 | | | ○(2つ以上) | | | ○(2つ以上) | | |
| 在宅医療等※1※2 | | | | | | | | |
| 入退院支援部門等 | | | | 7割2分5厘以上 | | | 7割以上(満たさない場合は0/100に減算) | |
| 入退院支援及び管理料の1・2について、入院料支拂加料1を届け出ていること(許可病床数100床未満の場合は0/100に減算) | | | | | | | | |
| ※1 自院の一般病棟から転換した患者割合・自家専用から入換した患者割合・在宅医療等の実績を対象から除く。 ※2 在宅医療等の分子、在宅医療等の実績を対象から除く。 | | | | | | | | |

※1 準備病床について95/1000の台数を算定する。ただし、救急患者表示より自宅等からの緊急患者受け入れ3月で30人以上のいずれかを満たす場合は100/1000。

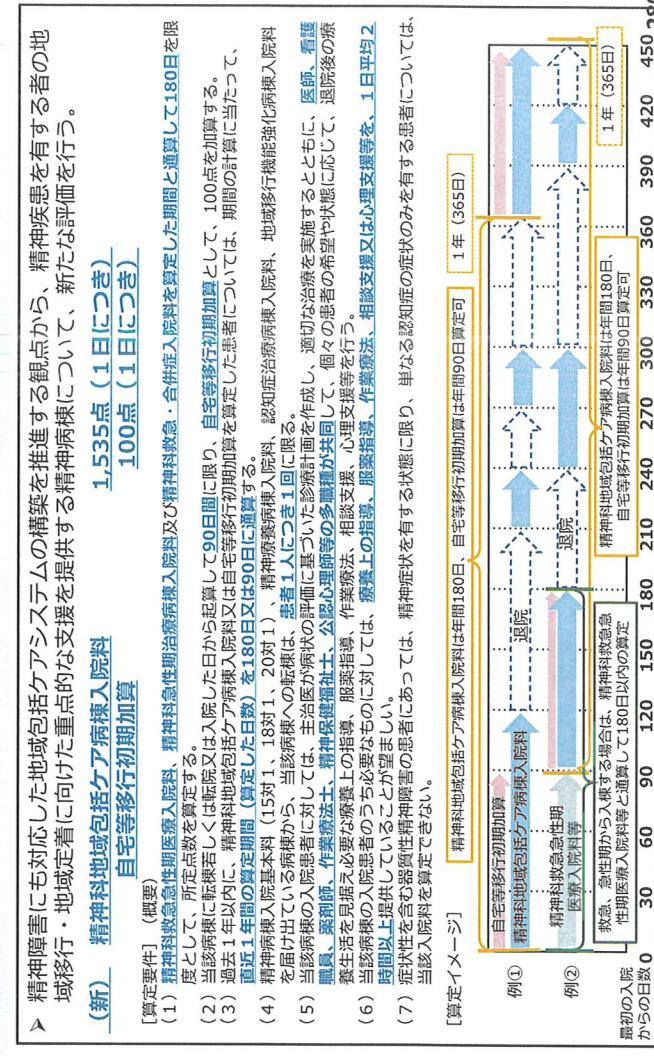
※2 在宅医療等を実施した患者・短期滞在手術等基本料3の算定要件を満たす患者を対象から除く。
※3 在宅医療等へ向ける施設等へ向ける施設等への退院医療の数の半数を加える。

精神疾患を有する者の地域移行・地域定着に向けた重点的な支援（イメージ）



会員に午後診療記録簿を手渡す

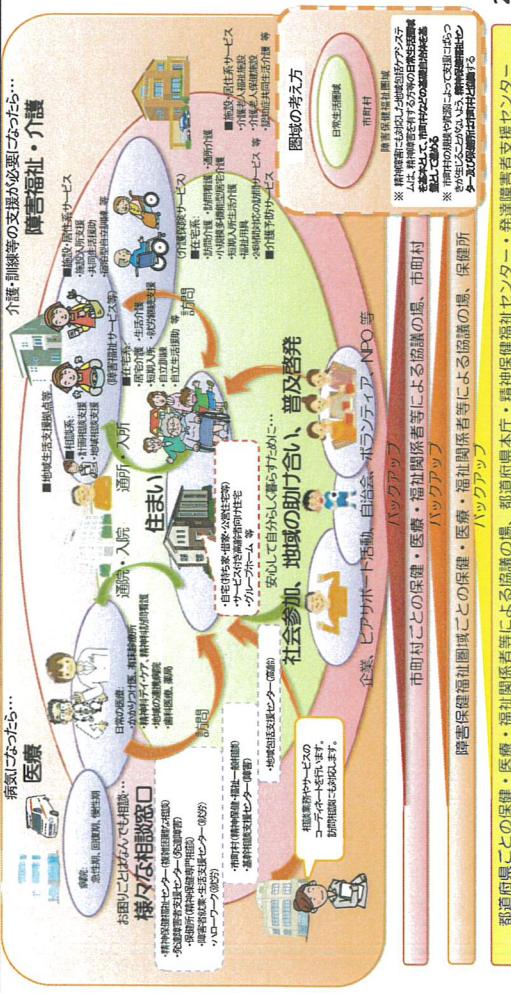
精神疾患を有する者の地域移行：地域定着に向けた重点的な支援を提供する病棟の評価



令和6年導診情報収集改定 Ⅲ-4-5 地域生活支援の改革を今が質の高い精神医療特徴

(参考) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労など）・地域の助け合い・普及啓発・教育など）が包括的に確実に提供される精神障害者に対する社会的支援の構築を目指す必要があり、同システムは地域社会にもたらす大きな恩恵である。計画的に地域の基礎を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が精神障害者にむかってより丁寧に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設けることによって、地域社会の医療機関、地域支援関係者などとの重複的な連携による連携の強化を図ることで、精神障害者の有無や程度によらず、地域社会生活に関する相談に対応できるよう、ピアサポート・家族、居住支援関係者等による協議の場を設けることによって、地域社会の医療機関、地域支援関係者などとの重複的な連携による連携の強化を図ることで、精神障害者に対する理解と尊重していくことが必要である。



279

精神疾患有する者の地域移行・地域定着に向けた重点的な支援を提供する病棟の評価の新設

「施設基準」(概要)
自宅等への移行実績
かかりつけ精神科医機能

● 看護職員、作業療apist、精神保健福祉士及び公認心理師で13:1
(日勤職員は作業療apist、精神保健福祉士及び公認心理師の数が1以上)
● 施設職員で15:1以上 (必要最小数の4割以上が看護師)
● 夜勤の看護職員数2以上

【精神科回復期医療の提供】
精神科在宅医療の提供、訪問看護等の提供実績

● ア又はイ及びウヘのいずれかを選択して記入すること。
ア 精神科訪問看護、指導等 (1) 及び (2) 付記欄に記載
ウ 精神科訪問等 (3) 又は精神科院内会議
○ 精神科院内会議 (※) 等を年1回以上開催していること。
(※) 選択肢のうち、精神科院内会議の場合は精神科院内会議の開催回数

地域の精神科医療提供体制への貢献
精神科救急医療、時間外診療の提供

● 「精神科救急医療」においては、身体合併症や急重症の発生による緊急の医療行為である。
○ 手厚い診療に重点を置いた評価体系へ見直しつつ、早期介入、トライアセスの患者に対する診療等、多職種の専門的知見を活用した質の高い診療・支援を評価

精神医療における外来、在宅診療に係る評価の見直し (イメージ)

◆ 「精神障害にちなんだ地域包括ケアシステム」構築推進に資する外来・在宅医療の提供
○ 地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療能を評価

○ 初診・30分以上の診療を一貫しての割合で実施していること
○ 担当医、多職種による質の高い精神科診療を継続的に実施できる体制
○ 精神保健指定医として業務等を行う常勤の精神科医師担当医
○ 地域の精神科医療提供体制への貢献 (時間外診療、精神科救急医療等の提供)

（充実）【早期治療体制充実加算】

（新）【早期化】30分未満
通院・在宅精神療法
外介病院
保険医療機関内
（新）【情報連携機器を用いた場合】

【「情報連携機器を用いた精神療法に係る指針」を遵守しつつ、「[にち包括]」に資する情報連携機器を用いた精神療法を評価】

（新）【情報連携指導加算】

（新）【児童患者支扱管理料】

（新）【児童患者支扱指導加算】

【心的外傷に起因する症状を有する患者に対する心理支援を評価】

○ 外傷体験を有し、心的外傷に起因する症状を有する患者

○ 精神科医の指示を受けたかんファンクション等の提供

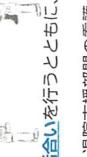
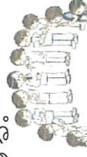
○ 30分以上の抗うつ薬等の投与量

○ 2名以上の多職種を専任配置 (うち1名以上は適切な研修の修了を要件)

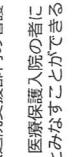
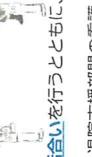
（見直し）【精神科在宅患者支扱管理料】

（見直し）【精神科在宅患者支扱指導加算】

- 精神病床に入院する患者に対して、入院早期から包括的支援マネジメントに基づく入退院支援を行った場合の評価を新設する。
- 精神科措置入院退院支援加算について、精神科入退院支援加算の注加算として統合する。



(新) (新) 精神科入退院支援加算 1,000点 (退院時1回)
精神科措置入院退院支援加算 300点 (退院時1回)



〔算定要件〕(概要)
(1)原則として入院後7日以内に患者の状況を把握するとともに退院困難な要因を有している患者を抽出する。
(2)退院困難な要因を有する患者について、原則として7日以内に患者及び家族と連絡を取ることとともに、関係施設と連携し、入院後7日以内に退院支援計画の作成を行う。
(3)退院支援計画の作成時に専任の入退院支援員並びに退院支援部門の看護師及び精神保健福祉士等が共同してカンファレンスを実施する。
(4)該患者について、精神保健福祉法第33条第6項第2号に規定する委員会の開催をもって、当該カンファレンスの開催を可能にする。
〔施設基準〕(概要)
(1)当該保険医療機関内に入退院支援部門が設置されていること。
(2)当該入退院支援部門に専任の看護師及び専任の看護師が配置されていること。
(3)内院支援及び外院連携業務に専従する看護師又は精神保健福祉士が、各務所に専任で配置されていること。
(4)次の又はイを満たすこと。
ア以下の(イ)から(六)に掲げる、転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い連携する機関の数の合計が10以上であること。
イ 该患者について、監理者直下3か月間の算定床数

※いずれも直下3か月間の算定床数
○訪問看護ステーション等における精神科訪問看護基本料費 300点以上(★)
○精神科在宅医療 (※) 等を年1回以上開催していること。
(1) 介護保険法に定める居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者又は施設サービス事業者等
(2) 介護保険法に定めた場合、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者担当部署
イ 最近1年間に、地域移行支援を利用し退院した患者又は自立生活援助若しくは地域定着支援を行った患者の数の合計が5人以上であること。
※精神科措置入院退院支援加算の要件については、現行と同様。

令和6年度診療報酬改定 Ⅲ-4-5 地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価-④

精神科入退院支援加算

- 精神科に入院する患者に対して、入院早期から包括的支援マネジメントに基づく入退院支援を行った場合の評価を新設する。

〔算定要件〕(概要)
〔算定要件〕(概要)
〔算定要件〕(概要)
〔算定要件〕(概要)
〔算定要件〕(概要)

〔施設基準〕(概要)
(1)当該支権に専任の看護師又は専任の精神保健福祉士が1名以上勤務していること。
(2)当該支権を行なう保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する患者の数は1人ににつき30人以下であること。
〔施設基準〕(概要)
● 旧注8（療養生活環境整備指導加算）について、療養生活継続支援の要件を修正し、対象患者に限定する。
● 旧注8（療養生活環境整備指導加算）について、療養生活継続支援の要件を修正し、対象患者に限定する。

〔施設基準〕(概要)
(1)当該支権に専任の看護師又は専任の精神保健福祉士が1名以上勤務していること。
(2)当該支権を行なう保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する患者の数は1人ににつき30人以下であること。
〔施設基準〕(概要)
● 旧注8（療養生活環境整備指導加算）について、療養生活継続支援の要件を修正し、対象患者に限定する。

〔施設基準〕(概要)
(1)当該支権に専任の看護師又は専任の精神保健福祉士が1名以上勤務していること。
(2)当該支権を行なう保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する患者の数は1人ににつき30人以下であること。
〔施設基準〕(概要)
● 旧注8（療養生活環境整備指導加算）について、療養生活継続支援の要件を修正し、対象患者に限定する。

〔施設基準〕(概要)
(1)当該支権に専任の看護師又は専任の精神保健福祉士が1名以上勤務していること。
(2)当該支権を行なう保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する患者の数は1人ににつき30人以下であること。
〔施設基準〕(概要)
● 旧注8（療養生活環境整備指導加算）について、療養生活継続支援の要件を修正し、対象患者に限定する。



精神科在宅患者支援管理料の見直し

- 精神障害者の地域定着を推進する観点から、精神科在宅患者支援管理料について対象患者を見直し、在宅医療の提供に係る一定の基準を満たす患者及び精神科地域包括ケア病棟入院料から退院した患者を算定患者に追加する。

現行

改定後

「[1]」「[2]」の^イ集中的な支援を必要とする重症患者等
 ○以下に該当する患者
 ア 1年以上の入院歴又は緊急措置入院を有する者、措置入院又は緊急措置入院を経て退院した患者で都道府県等が作成する退院後支援計画に基く支援期間にある患者又は入院を繰り返す者
 イ 総合失調症、統合失調症型障害若しくは妄想性障害、気分(感情)障害又は重度認知症の状態で、退院時又は算定時のG A F尺度が40以下の方

「[1]」「[2]」の^ロ重症患者等
 ○以上記のア又はイに該当する患者
 ア ひきこもり状態又は精神科の未受診若しくは受診中断等を理由とする行政機関等の保健師その他の職員による家庭訪問の対象者
 イ 行政機関等の要請を受け、精神科を標準とする保険医療機関の精神科が訪問し診療を行った結果、計画的な医学管理が必要と判断された者
 ワ 当該管理料を算定する日において G A F尺度が40以下の者

(参考) 精神科在宅患者支援管理料

| | |
|-----------------------------------|---|
| 管理料1 (当該保険医療機関が訪問看護を提供) ※6月を限度 | 管理料2 (選択する訪問看護ステーションが訪問看護を提供) ※「1」又は「2」の開始日から2年を限度 |
| イ 集中的な支援を必要とする重症患者等 | イ 集中的な支援を必要とする重症患者等 |
| ロ 重症患者等 | ロ 重症患者等 |

292

「[1]」「[2]」の^イ集中的な支援を必要とする重症患者等
 ○以下に該当する患者
 ア 1年以上の入院歴又は緊急措置入院を有する者、措置入院又は緊急措置入院を経て退院した患者で都道府県等が作成する退院後支援計画に基く支援期間にある患者又は入院を繰り返す者
 イ 総合失調症、統合失調症型障害若しくは妄想性障害、気分(感情)障害又は重度認知症の状態で、退院時又は算定時のG A F尺度が40以下の方

「[1]」「[2]」の^ロ重症患者等
 ○以下に該当する患者
 ア ひきこもり状態又は精神科の未受診若しくは受診中断等を理由とする行政機関等の保健師その他の職員による家庭訪問の対象者
 イ 行政機関等の要請を受け、精神科を標準とする保険医療機関の精神科が訪問し診療を行った結果、計画的な医学管理が必要と判断された者
 ワ 当該管理料を算定する日において G A F尺度が40以下の者

「[1]」「[2]」の^イ集中的な支援を必要とする重症患者等
 ○以下に該当する患者
 ア 1年以上の入院歴又は緊急措置入院を有する者、措置入院又は緊急措置入院を経て退院した患者で都道府県等が作成する退院後支援計画に基く支援期間にある患者又は入院を繰り返す者
 イ 総合失調症、統合失調症型障害若しくは妄想性障害、気分(感情)障害又は重度認知症の状態で、退院時又は算定時のG A F尺度が40以下の方

「[1]」「[2]」の^ロ重症患者等
 ○以下に該当する患者
 ア ひきこもり状態又は精神科の未受診若しくは受診中断等を理由とする行政機関等の保健師その他の職員による家庭訪問の対象者
 イ 行政機関等の要請を受け、精神科を標準とする保険医療機関の精神科が訪問し診療を行った結果、計画的な医学管理が必要と判断された者
 ワ 当該管理料を算定する日において G A F尺度が40以下の者

292

令和6年度及び令和7年度における賃上げのイメージ

【基本的な方針】

- 次の①～③を組み合わせた賃上げ対応
 - ① 医療機関や事業所の過去の実績をベースにしつつ、更に
 - ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
 - ③ 賃上げ促進税制の活用
- 令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、昨年を超える賃上げの実現を目指す。

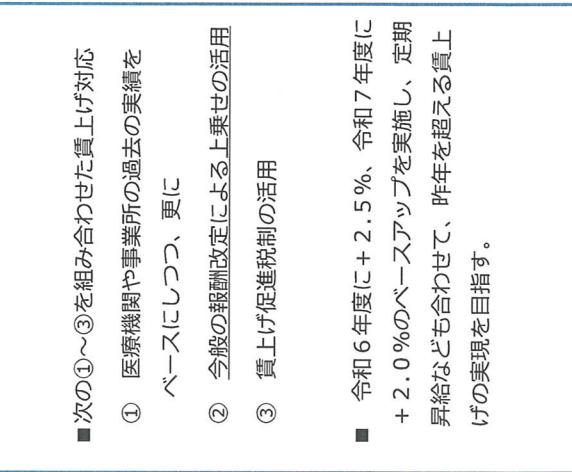
1. 賃上げ・基本料等の引き上げ

(1) ベースアップ評価料

(2) 基本料の引き上げ

(3) 入院料通則の改定

【イメージ】



10

令和6年度診療報酬改定 I - 1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組ー①

11

賃上げに係る評価料の全体像

ベースアップ評価料

看護職員、病院薬剤師その他医療関係職種（40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師、事務職員、歯科技工士等で從事する者を除く）について賃上げを実施していくための評価

① 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護ステーションの利用者に係る評価
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)

（新）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）初診時6点再診時2点等



- ※による対象職員の賃上げが、一定の水準（給与総額の1.2%増）に達しないと見込まれる無床診療所、訪問看護ステーションのみ
- ①'賃金増率が低い場合の①への上乗せ評価

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)
※（新）外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

（新）外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等

（新）外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等

病院、有床診療所

②入院患者に係る評価

入院ベースアップ評価料（1日につき）
・必要な評価料の区分（165区分）を計算し、届出を行った施設について、入院料等に評価料を上乗せ

・対象職員の賃上げの計画及び実績について、毎年報告
・ベースアップ評価料においては、算定した評価料は、対象職員の賃上げ（ベースアップ等）に用いる必要（令和6年度から令和7年度への繰り越しは不可）

初回診料、入院基本料等の引き上げ

13

外來・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の新設【施設基準】

【施設基準の概要】

- (1) 外科医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
(2) 主として医療に從事する職員（医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。）が勤務していること。対象職員は下に示す職員であり、専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行なうものはない。

主として医療に從事する職員（対象職員）

| | | |
|-------|---------|----------------|
| 薬剤師 | 臨床工学技士 | はり師、きゅう師 |
| 保健師 | 理学療法士 | 柔道整復師 |
| 助産師 | 看護師 | 公認心理師 |
| 看護師 | 精神保健福祉士 | 精神科医師 |
| 歯科衛生士 | 社会福祉士 | 医師 |
| 歯科衛生士 | 介護福祉士 | 看護補助者 |
| 歯科衛生士 | 看護師 | その他の医療に從事する職員 |
| 歯科衛生士 | 介護士 | （医師及び歯科医師を除く。） |
| 歯科衛生士 | 医療技術者 | |
| 歯科衛生士 | 救急救命士 | |
| 歯科衛生士 | 臨床検査技師 | |
| 歯科衛生士 | 救命救急医 | |
| 歯科衛生士 | 看護師 | |

- (3) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるもの）を実施しなければならない。
- (4) (3)について、当該評価料は、対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、定足休日等による報酬（事業費負担分等を含む）等の増加分に用いること。ただし、ヘア等を行つた保険医療機関において、患者数等による収入が上記の支給額を上回り、追加でヘア等を行うことなどが困難な場合であつて、賞与等の手当によつて収益の改善を行なう場合（令和8年12月までに賃金の改善を行なう場合又は令和6年度及び令和7年度において翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行なう場合）に限る。）に限る。

- （5）令和6年度に對象職員の基本給等を令和5年度と比較して2.5%以上引き上げ、令和7年度に對象職員の基本給等を令和6年度と比較して4.5%以上引き上げた場合には、40歳未満の勤務医及び勤務歯科医並びに勤務看護師に勘案して、（6）「賃金改定計画書」及び「賃金改定実績報告書」を作成し、定期的に市厚生（支）局長に報告すること。
- (6) 「賃金改定計画書」及び「賃金改定実績報告書」を作成し、定期的に市厚生（支）局長に報告すること。

訪問看護ステーションにおける賃上げに向けた評価の新設①

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の新設

訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

（新） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 780円（月1回）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に從事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号0の1を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料（1）として、月1回に限り算定する。

〔施設基準〕
 (1) 主として医療に從事する職員（以下「対象職員」という。）が勤務していること。対象職員は別表1に示す職員であり、専ら事務作業・看護補助等が医療を専門とする職員の補助として行く事務作業を除く。）を行なうものは含まれない。
 (2) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令7年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるもの限りではない。）を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のため繰り越しを行なう場合においてこの限りではない。
 (3) (2)について、基本給、手当、賞与等のうち対象となる賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより改善を図ることを原則とする。
 (4) 対象職員の基本給等を令和6年度と比較して一定水準以上引き上げた場合は、事務職員等の当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を行うこと。
 (5) 令和6年度及び令7年度における当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
 (6) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
 〔別表1〕主として医療に從事する職員
 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、口腔衛生士、歯科衛生士、歯科医師、歯科助手、歯科衛生士、歯科検査技師、診療エキスパート、社会福祉士、介護福祉士、保健士、精神保健指導士、精神保健助教、精神保健命師、保健士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に從事する職員（医師及び歯科医師を除く。）
 25

令和6年度診療報酬改定 1-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組-①

訪問看護ステーションにおける賃上げに向けた評価の新設③

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の新設

（3）下記の式【C】に基づき、別表4に従い該当する区分のいすれかを届け出ること。

対象職員の給与総額×医療保險の利用者割合×1×分2厘

— 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される金額の見込み

【C】 = —————

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数の見込み

(4) (3)において、「対象職員の給与総額×医療保險の利用者割合×1×分2厘」の算定回数の見込みなど。訪問看護ベースアップ評価料の平均の数値を用いること。また、毎年3、6、9、12月に上記の算定回数を計算し、直近3ヶ月の1月あたりに変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。

(5) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令7年度において対象職員の賃金役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるもの限りではない。）を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のため繰り越しを行なう場合の引上げにより改善を図ることを原則とする。

(7) 令和6年度及び令7年度における当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。

(8) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。

(9) 対象職員が常勤換算で2人以上勤務していること。ただし、特定地域に所在する訪問看護ステーションにあっては、当該規定を満たしているものとする。

(10) 主として医療診療等から収入を得る訪問看護ステーションであること。

〔例表4〕訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の区分

| | 区分 | 金額 |
|-------|--------------------|------|
| 0を超える | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）1 | 10円 |
| 15以上 | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）2 | 20円 |
| 95以上 | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）10 | 100円 |
| 125以上 | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）11 | 150円 |
| 45以上 | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）18 | 500円 |

訪問看護ステーションにおける賃上げに向けた評価の新設②

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の新設

訪問看護ステーションであつて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金のさらなる改善を必要とする訪問看護ステーションにおいて、賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

| | | |
|-----|--------------------|-----------|
| （新） | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） | 10円（月1回） |
| イ | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1 | 10円（月1回） |
| ロ | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2 | 20円（月1回） |
| ヌ | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10 | 100円（月1回） |
| ソ | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）11 | 150円（月1回） |

〔算定要件〕
 (1) 主として医療に從事する職員（以下「対象職員」という。）が勤務していること。対象職員は別表1に示す職員であり、専ら事務作業・看護補助等が医療を専門とする職員の補助として行く事務作業を除く。）を行なうものは含まれない。
 (2) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令7年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるもの限りではない。）を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のため繰り越しを行なう場合においてこの限りではない。
 (3) (2)について、基本給、手当、賞与等のうち対象となる賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより改善を図ることを原則とする。
 (4) 対象職員の基本給等を令和6年度と比較して一定水準以上引き上げた場合は、事務職員等の当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を行うこと。
 (5) 令和6年度及び令7年度における当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
 (6) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。

〔施設基準〕
 (1) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行つて地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に從事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定している利用者1人ににつき、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）として、当該基準に係る区分に従い、月1回に限り算定する。
 〔施設基準〕
 (1) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行つて訪問看護ステーションが、対象職員の給与総額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合（以下「医療保険の利用者割合」とする。）を乗じた数の1分2厘未満であること。
 (2) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される金額の見込みが、対象職員の給与総額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合（以下「医療保険の利用者割合」とする。）を乗じた数の1分2厘未満であること。
 ただし、同一月に医療保険制度と介護保険制度の給付を受けた者については、医療保険制度の給付による場合として取り扱うこと。
 医療保険の利用者割合 = 直近3か月の1月あたりの区分番号0の1の算定回数の平均
 医療保険の利用者割合 = 直近3か月の1月あたりの区分番号0の1の1の算定回数の平均

令和6年度診療報酬改定 1-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組-①

（参考）賃上げに関する詳細

▶ 厚生労働省では、令和6年度診療報酬改定における賃上げについて、「賃上げ等に関する診療報酬

▶ 改定 & 医療保険証の利便促進に関するオンラインセミナー」を開催致しました。

▶ 厚生労働省HP (mhlw.go.jp/stf/shingi2/00248.html) では、

① 医療従事者の賃上げの概要について
 ②よくあるご質問
 ③ベースアップ評価料の試算
 について説明しています。

▶ 医療従事者の賃上げについて、動画や資料で理解を深め、ベースアップ評価料計算支援ツールを用いて、具体的にいくら賃上げが可能か試算してみましょう。

▶ 厚生労働省 (www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001.html)
 ロゴマークは、スマイルマークへースアップ評価料を示した医療手術の上位計算を表す。

▶ Step1 対象職員の給与と総額の計算

▶ Step2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

▶ Step3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

令和6年度診療報酬改定と賃上げについて（厚生労働省の場合は）

| 区分 | 算定見込み |
|-------|---------------------|
| C | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の区分 |
| 0を超える | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）1 |
| 15以上 | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）2 |
| 95以上 | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）10 |
| 125以上 | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）11 |
| 45以上 | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）18 |

▶ 画像をクリックすると、説明資料（病院・医療機関の場合は）をダウンロードできます。（PDFファイル）

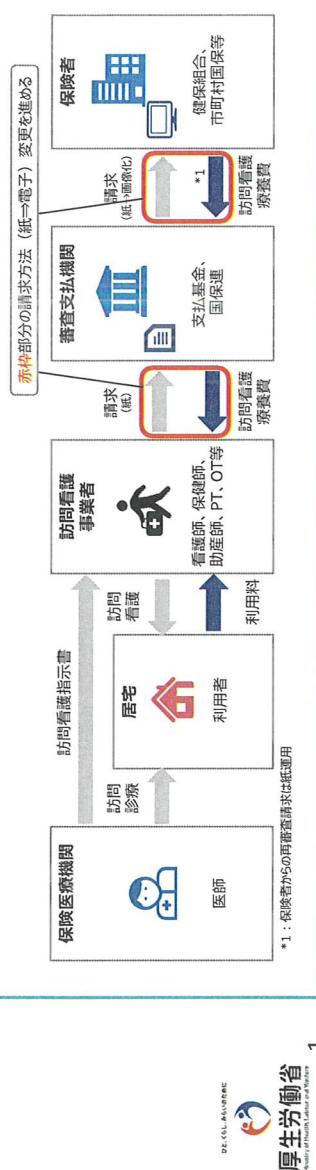
訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

1. 概要・目的

- オンライン請求とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。
- 全国の訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務や、審査支払機関・保険者等におけるレセプト処理業務の効率化が図られます。
- より質の高い医療・看護の実現に向けた、レセプト情報の利活用（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。

1. 訪問看護におけるオンライン資格確認の導入について オンライン資格確認の導入について

2. 訪問看護の流れとオンライン請求の範囲



訪問看護におけるオンライン資格確認について

- 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診等情報を開覧することができますが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で専照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、生活保護の医療扶助や難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

利用者

- マイナンバーカード1枚で訪問看護を受けることが可能に
- 居宅等でもオンライン資格確認が可能に
- 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくとも、高額療養費制度における限度額を超える支払免除

訪問看護ステーション

- 資格確認業務の負荷軽減
- 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時的情報が効率化
- 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくとも、高額療養費制度における適用区分の確認が可能に

訪問看護のオンライン請求・オンライン資格確認認証

- 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始する。
- また、令和6年秋の保険証発行を見据えつつ、オンライン請求・オンライン資格確認を義務化する。その際、現行の保険証発行は、国民の不安払拭のための措置が完了するところが大前提であり、医療現場に混乱が生じないよう、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現する。

1. オンライン請求・オンライン資格確認の開始

- 訪問看護のオンライン請求を開始（令和6年6月施行予定）
- 訪問看護ステーションに対するオンライン資格確認を開始（令和6年6月施行予定）
- 訪問看護ステーションに係る財政支援
- 訪問看護ステーションに係るオンライン請求を義務化（令和6年秋（保険証発行予定）施行予定）
- 訪問看護ステーションに係るオンライン資格確認を義務化（令和6年秋（保険証発行予定）施行予定）

2. オンライン請求・オンライン資格確認の義務化・経過措置

- 訪問看護ステーションに係るオンライン請求を義務化（令和6年秋（保険証発行予定）施行予定）
- 訪問看護ステーションに係るオンライン資格確認を義務化（令和6年秋（保険証発行予定）施行予定）
- 訪問看護ステーションに係るオンライン請求を義務化（令和6年秋（保険証発行予定）施行予定）
- 訪問看護ステーションに係るオンライン資格確認を義務化（令和6年秋（保険証発行予定）施行予定）

訪問看護レセプトのオンライン請求の義務化の経過措置

訪問看護事業者のオンライン資格確認の義務化の経過措置

- 令和6年秋（保険証廃止時期）時点やむを得ない事情がある場合は、期限付きの経過措置を設ける。※1

※1 経過措置の対象事業者は、支払基金に原則オンラインで事前届出を行う。

| やむを得ない事情 | 期限 | やむを得ない事情 | 期限 |
|---|---|--|--|
| (1) 電気通信回線設備に障害が発生した場合 | 障害が解消されるまで | (1) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の事業者（システム整備中） | システム整備が完了する日まで (遅くとも義務化の6か月後の月末まで) |
| (2) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中） | システム整備が完了する日まで (遅くとも義務化の6か月後の月末まで) | (2) オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない事業者（ネットワーク環境事情） | オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで |
| (3) オンライン請求に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情） | オンライン請求に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで | (3) 改築工事中の事業者 | 改築工事が完了するまで |
| (4) 改築工事中の場合 | 改築工事が完了するまで | (4) 廃止・休止に関する計画を定めている事業者 | 廃止・休止まで (遅くとも義務化の6か月後の月末まで) |
| (5) 廃止・休止に関する計画を定めている場合 | 廃止・休止まで (遅くとも義務化の6か月後の月末まで) | (5) その他特に困難な事情がある事業者 ※常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日ににおいて、いずれも65歳以上である場合（介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ）※2 ※(1)～(4)の類型と同様できる場合個別判断 | 特に困難な事情が解消されるまで (参考) 災害等によるネットワーク環境に障害が生じる場合には、本則に緊急やむを得ない事由を位置付けることを検討 |
| (6) その他特に困難な事情がある場合 ※常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日ににおいて、いずれも65歳以上である場合（介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ）※2 ※(1)～(5)の類型と同様できる場合個別判断 | 特に困難な事情が解消されるまで (参考) 介護セカンドの令和5年3月審査分において、訪問看護ステーション約13,500事業所のうち、120事業所（0.9%）が瓶レセプトにより請求。 | 5 | 6 |

訪問看護におけるオンライン資格確認等の導入推進

訪問看護事業者関係

- 訪問看護におけるオンライン資格確認の導入に関する情報取得や、必要な手続（利用申請、電子証明書の発行申請、補助金の申請等）を行ふことが可能な「医療機関等向け総合ポータルサイト」を10月上旬に開設予定。
- オンライン請求のための準備と一緒に実施することを抑えることも踏まえ、必要な対応について訪問看護事業者が具体的にイメージできるようリーフレット・動画等の周知広報を行う。
- 来年1月に総合ポータルサイトを更新し、利用申請、電子証明書の発行申請を可能とするとともに、2月以降に接続システム等の実施を開始する。
- オンライン資格確認の実施機関におけるコールセンターやオンライン請求のサポートデスク等において、訪問看護事業者からの問い合わせに対応する。

システム事業者関係

- 資格確認端末やネットワーク整備などの必要な対応をパッケージとして提供する連絡協議会を開催し、ベンダ側にに対しても導入促進を図る。
- 訪問看護事業者においては、導入支援事業者に依頼して、レセコンを使用している場合にはレセコンによる改修を行い、オンライン資格確認の導入を行うこととなる。

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能であり、補助対象として盛り込む。

訪問看護事業者のオンライン資格確認の義務化の経過措置

- 令和6年秋（保険証廃止時期）時点やむを得ない事情がある場合は、期限付きの経過措置を設ける。※1

※1 経過措置の対象事業者は、支払基金に原則オンラインで事前届出を行う。

| やむを得ない事情 | 期限 | やむを得ない事情 | 期限 |
|---|---|--|--|
| (1) 電気通信回線設備に障害が発生した場合 | 障害が解消されるまで | (1) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の事業者（システム整備中） | システム整備が完了する日まで (遅くとも義務化の6か月後の月末まで) |
| (2) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中） | システム整備が完了する日まで (遅くとも義務化の6か月後の月末まで) | (2) オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない事業者（ネットワーク環境事情） | オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで |
| (3) オンライン請求に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情） | オンライン請求に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで | (3) 改築工事中の事業者 | 改築工事が完了するまで |
| (4) 改築工事中の場合 | 改築工事が完了するまで | (4) 廃止・休止に関する計画を定めている事業者 | 廃止・休止まで (遅くとも義務化の6か月後の月末まで) |
| (5) 廃止・休止に関する計画を定めている場合 | 廃止・休止まで (遅くとも義務化の6か月後の月末まで) | (5) その他特に困難な事情がある事業者 ※常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日ににおいて、いずれも65歳以上である場合（介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ）※2 ※(1)～(4)の類型と同様できる場合個別判断 | 特に困難な事情が解消されるまで (参考) 災害等によるネットワーク環境に障害が生じる場合には、本則に緊急やむを得ない事由を位置付けることを検討 |
| (6) その他特に困難な事情がある場合 ※常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日ににおいて、いずれも65歳以上である場合（介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ）※2 ※(1)～(5)の類型と同様できる場合個別判断 | 特に困難な事情が解消されるまで (参考) 介護セカンドの令和5年3月審査分において、訪問看護ステーション約13,500事業所のうち、120事業所（0.9%）が瓶レセプトにより請求。 | 5 | 6 |

訪問看護に対する財政支援（医療情報化支援基金）

1. 事業内容

- 訪問看護ステーションのオンライン資格確認導入に必要な以下の費用を支援する。
 - マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ネットワーク環境の整備
 - レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修

2. 損助内容

- 基準とする事業額 42.9万円を上限に、実費補助

今後のスケジュール（案）

| マイルストーン | 令和5年度 (2023年度) | | | | | | | | | | 令和6年度 (2024年度) | | | | |
|----------------------------------|-------------------|-----|----------------------------------|-----|-----------------------------|----|----|----|----|----|-------------------|----|----|--|------------------|
| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月~ 秋：保険証面接 * ※ 道入支援事業者や介護セコンベンションなどシステム事業者が参画する連絡協議会を開催し、ベンチマークに対して導入促進を図る。 | |
| オンライン請求・ オンライン資格確認 導入推進の取組 | | | 総合ポータルサイト開設 (認明資料、書類提出等) * | | 総合ポータルサイト更新 電子認明書発行 * | | | | | | | | | | 統括化 経過措置 * |

2. 訪問診療等におけるオンライン資格確認について (居宅同意取得型)について

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み案（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問診療等では医療関係者が患者宅等を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該医療機関等との組織的な関係のちと訪問診療等が行われる間、医療機関等において再照会機能(※)を活用した資格確認を行ふことともに、薬剤情報等との連携情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得得た個人カードの本人確認により取得可能な仕組みとする。

※ あらかじめ医療機関等における患者宅等への初回訪問時に、モバイル端末等を用いて、同意登録等におけるオンライン資格確認等システムにおいて、医療機関等の連携情報を照会し、取得得た個人カードの本人確認により取得可能な仕組みとする。

訪問診療等におけるオンライン資格確認

② 同意情報等を送信する。

※ AWS Private Link等

③ モバイル端末に資治情報
Webサービス
(居宅同意取得用)

④ インターネット

⑤ 医療機関等コール等へオンライン
資格確認端末へ資格情報
情報を送信。

⑥ ネットワーク

医療機関等コール等へオンライン
資格確認端末へ資格情報
情報を送信。

⑦ 医療機関等
医師/歯科医
看護師等
薬剤師等
※ 資格確認端末から資格
情報や薬剤情報等を
取得して表示する。

患者宅等

医療関係者
※ 資格情報等の提供に関する同意の有無を確認し、
上、マインバーカードを読み取る。

① ますモバイル端末専用アプ
ケーションをインストールし、本人確認
・登録登録
又は
4枚の認証番号の入力による本人確認を行った
上、マインバーカードを読み取る。

※ 資格情報等の提供に関する同
意の有無を確認し、
次に4枚の認証番号の入力による
本人確認を行った上、マイナ
ー

（参考）居宅同意取得型における再照会機能と同意登録について

- 訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では、2回目以降は、当該医療機関等との組織的な関係のちと訪問診療等が行われている間(※)、医療機関等において再照会機能を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等について、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ 例えば、初回から3ヶ月までの期間に加え、その後は、診療等の継続(毎月診療等が行われていること)をレセプトにより確認する。

※ 例においては、訪問診療等では医療関係者は患者宅等を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、初回時に再照会機能(毎月診療等が行われていること)をレセプトにより確認する。

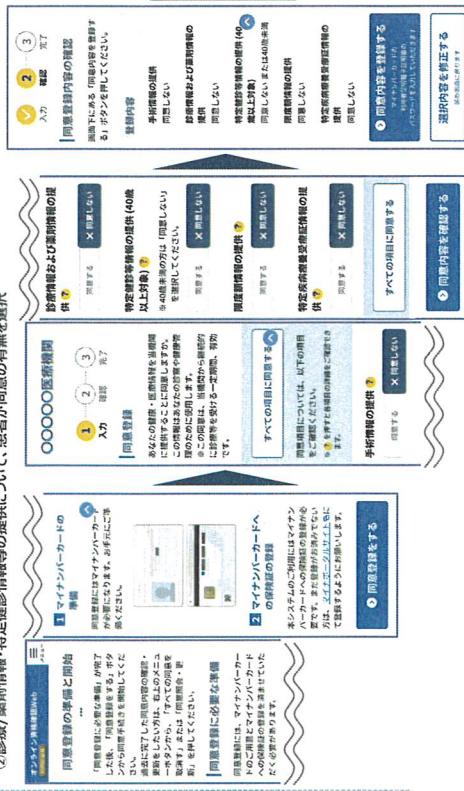


厚生労働省

「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- 患者宅等**
- 医療機関等のモバイル端末等を利用して、マイナ在宅受付Webへアクセスし、登録する同意情報の内容を確認します。

薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）



訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (社会保険・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- ① マイナバーカードの読み取り・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
- ② レセプトコンピュータの改修

- 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する部で行なうこととする。
※ Webサービス（居宅同意取得用）へのアクセスは、オンライン診療等API連携を行う。また、患者本人がWebサービス（居宅同意取得用）へ直接アクセス可能な仕組みも実装予定。



- 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する部で行なうこととする。
※ Webサービス（居宅同意取得用）へのアクセスは、オンライン診療等API連携を行う。また、患者本人がWebサービス（居宅同意取得用）へ直接アクセス可能な仕組みも実装予定。

- 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する部で行なうこととする。
※ 第152回社会保険情報会議医療保険部会
(令和4年8月8日) 資料2（一部改変）

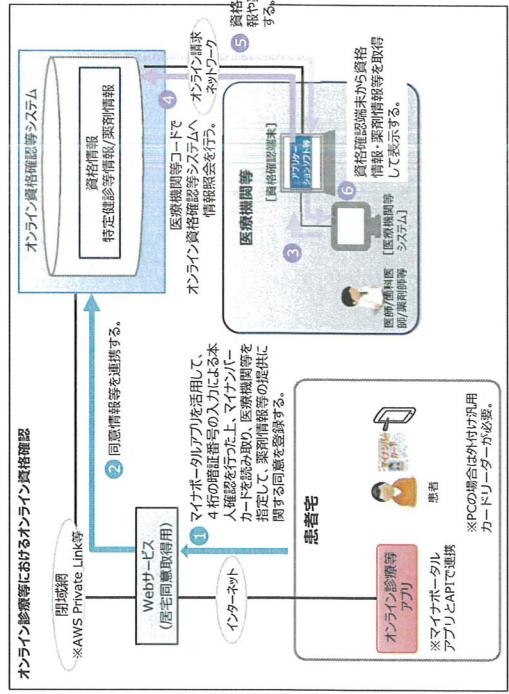
「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- モバイル端末等からWebサービス「マイナ在宅受付Web」へ遷移して、患者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います。（初回のみ）。
- 「マイナ在宅受付Web」に薬剤情報等の提供に関する同意情報を登録されます。
- その後、患者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。



- 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する部で行なうこととする。
※ PCの場合には、マイナボーナルAPIとAPI連携カードで選択

- 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する部で行なうこととする。
※ 第152回社会保険情報会議医療保険部会
(令和4年8月8日) 資料2（一部改変）



- 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する部で行なうこととする。
※ PCの場合には、マイナボーナルAPIとAPI連携カードで選択

- 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する部で行なうこととする。
※ 第152回社会保険情報会議医療保険部会
(令和4年8月8日) 資料2（一部改変）

- 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する部で行なうこととする。
※ 第152回社会保険情報会議医療保険部会
(令和4年8月8日) 資料2（一部改変）

オンライン診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (社会保険・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
△ レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

| | 補助率 | 補助限度額 (オンライン診療・オンライン服薬指導) |
|---------|-----|------------------------------|
| 病院 | 1／2 | 39万円 ※事業額上限78.1万円 |
| 大型チーン薬局 | 1／2 | 6.5万円 ※事業額上限13万円 |
| 診療所・薬局 | 3／4 | 9.7万円 ※事業額上限13万円 |

※ 事業額上限は、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）